

# 本県の子どもの貧困対策について 資料 1

## 1 子どもの貧困対策の経緯

平成26年 1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成26年 8月 子どもの貧困対策に関する大綱の制定

【内容】

- ・子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、関連分野における総合的な取り組みとして行う

平成28年 3月 やまなし子どもの貧困対策推進計画の策定  
法律に基づき、大綱の趣旨を勘案

- ・県、市町村、支援団体等が連携・協働を図り、県民総ぐるみで総合的な対策の推進する方向性を記載
- ・県の関わる施策を教育、生活、経済、保護者の就労の側面から4つの柱に体系化

平成29年 6月 やまなし子どもの貧困対策推進協議会の設立

- ・知事及び市町村長、関係団体で構成する協議会の設立

平成29年 7月 やまなし子どもの生活アンケートの実施

- ・協議会における議論を踏まえ全県的な実態調査の実施

平成29年11月 やまなし子どもの生活アンケートの中間報告

- ・子どもの相対的貧困率の算出及び支援ニーズ等の取りまとめ・公表

## 2 本県における子どもの貧困の状況

- ・子どもの相対的貧困率 10.6% (H27国: 13.9%)

- ・就学援助費の対象児童生徒数 (うち要保護児童生徒数)

平成17年度 5,185人 (136人)【6.58%】

平成27年度 6,391人 (306人)【9.97%】

差 1,206人 (+170人)【+3.39%】

【 】内は、児童生徒  
総数に占める割合

## 3 中間報告から明らかとなった課題への対応